

議案第 58 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
27年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月19日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和2年10月7日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2
年11月6日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議
決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定する
ため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
（平成27年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日
から施行する。

参考資料（議案第58号）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

（新）	（旧）
第1条～第3条（略） （手当）	第1条～第3条（略） （手当）
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （1）（略） （2） 期末手当 ア（略） イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 （1）（略） （2） 期末手当 ア（略） イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条（略）	第5条～第7条（略）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

(新)	(旧)
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）
（手当）	（手当）
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。
（1）（略）	（1）（略）
（2） 期末手当	（2） 期末手当
ア（略）	ア（略）
イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあつては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条（略）	第5条～第7条（略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第58号 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	
担 当 課	人事秘書課 人事係	
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	令和2年10月7日に人事院から国家公務員の特別給改定の勧告が行われ、令和2年11月6日に「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。これを受けて木津川市においても、国と同様に期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	・人事院勧告を受け、協議、検討を実施	
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無	
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政 策 分 野	17 行財政運営
	施 策	⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☒ 複数年 (令和2年度から)	
	令和2年度: ▲44千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	国家公務員の特別職の給与改定に準じて、改定を行います。	